

支給例 よくある事例を紹介します。

【事例 1】

利用者本人が、同月に障害福祉サービスで 2 事業所を利用し、利用者負担額が、利用者負担上限月額を超過した場合。

※ 利用者負担上限月額が 9,300 円の場合。

- 事業所① -

利用者負担額 6,000 円

- 事業所② -

利用者負担額 8,000 円

利用者負担額 (6,000 円 + 8,000 円) - 利用者負担上限月額 9,300 円

= 支給額 4,700 円

利用者負担上限月額が 4,600 円の場合は 4,600 円、
利用者負担上限月額が 37,200 円の場合は 37,200 円
となります。

【事例 2】

本人が、同月に障害福祉サービスと介護保険サービスを併用した場合。

- 障害福祉サービス -

利用者負担額 9,300 円

- 介護保険サービス -

利用者負担額 37,200 円

※介護保険サービスの利用がある場合の算定基準額は 37,200 円です。

利用者負担額 (9,300 円 + 37,200 円) - 算定基準額 37,200 円

= 支給額 9,300 円

※補装具の利用がある場合も算定基準額は 37,200 円となります。支給額の計算方法は事例 2 と同じとおりです。

支給例 よくある事例を紹介します。(障がい児の場合)

【事例 1】

1 人の児童が、同月に障害児通所支援のサービスを 2 事業所で利用し、利用者負担額が利用者負担上限月額を超過した場合。

※ 利用者負担上限月額が 4,600 円の場合。

- 事業所① -

利用者負担額 4,600 円

- 事業所② -

利用者負担額 3,000 円

利用者負担額 (4,600 円 + 3,000 円) - 利用者負担上限月額 4,600 円
= 支給額 3,000 円

【事例 2】

1 人の児童が、同月に障害児通所支援と障害福祉サービスを併用し、利用者負担額が算定基準額を超過した場合。

※ 利用者負担上限月額が 4,600 円の場合。

- 障害児通所支援 -

利用者負担額 4,600 円

- 障害福祉サービス -

利用者負担額 4,600 円

利用者負担額 (4,600 円 + 4,600 円) - 算定基準額 4,600 円
= 支給額 4,600 円

※ 利用者負担上限月額が 37,200 円の場合は、算定基準額も 37,200 円となります。

【事例3】

障がい児の兄弟（A君とB君）が、同月にそれぞれ障害児通所支援を利用し、利用者負担額が算定基準額を超過した場合。

※ 利用者負担上限月額が 4,600 円の場合。

- 障害児通所支援 - A君
利用者負担額 4,600 円

- 障害児通所支援 - B君
利用者負担額 3,000 円

利用者負担額（4,600 円 + 3,000 円） - 算定基準額 4,600 円

= 支給額 3,000 円

※ 利用者負担上限月額が 37,200 円の場合は、算定基準額も 37,200 円となります。

【事例4】

障がい児の兄弟（A君とB君）が、同月にそれぞれ障害児通所支援もしくは障害福祉サービスを利用し、利用者負担額が算定基準額を超過した場合。

※ 利用者負担上限月額が 4,600 円の場合。

- 障害児通所支援 - A君
利用者負担額 4,600 円

- 障害福祉サービス - A君
利用者負担額 4,600 円

- 障害児通所支援 - B君
利用者負担額 3,000 円

利用者負担額（4,600 円 + 4,600 円 + 3,000 円） - 算定基準額 4,600 円

= 支給額 7,600 円

※ 利用者負担上限月額が 37,200 円の場合は、算定基準額も 37,200 円となります。

【事例 5】

1 人の児童もしくは兄弟が、同月に障害福祉サービス（あるいは障害児通所支援）を利用し、補装具も申請した場合。

障害福祉サービス（あるいは障害児通所支援） 利用者負担額 4,600 円

補装具 利用者負担額 35,000 円

利用者負担額（4,600 円 + 35,000 円） - 算定基準額 37,200 円

= 支給額 2,400 円

※ 補装具を申請した場合、障害福祉サービスもしくは障害児通所支援の利用者負担上限月額が 4,600 円であっても、算定基準額は 37,200 円となります。

上記 5 つが多く見られる事例です。

上記事例以外にも支給例があります。わからないことがございましたら、障がい福祉課までお問い合わせください。